福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務に関するプロポーザル実施要領

1　業務の目的

福山市（以下「市」という。）は、市及び市議会にタブレット端末を導入し、インターネット回線等を経由したクラウドコンピューティングを用いて、ペーパーレス会議を行うことにより、会議運営の効率化及び用紙類、印刷費等のコスト削減を図る。

このために必要な、文書を保存するクラウドサーバ並びに保存した文書を市及び市議会が導入するタブレット端末及びパソコンで閲覧するビューアソフトを一体的に備えた「福山市ペーパーレス会議システム」（以下「システム」という。）を導入する。

2　業務の概要

(1) 業務の名称

福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務

(2) 業務の内容

別紙「福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から２０３２年（令和１４年）３月３１日までとする。

ただし、契約締結の日からシステム運用開始の前日までは準備期間とし、サーバ利用料等は無償とする。

また、２０２７年（令和９年）４月１日から、システムの運用を開始できるようにすること。

3　予算額

(1) 予算額

本業務に係る費用総額（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）は、次を上限とする。

システム構築に係る初期費用、研修費用及びクラウドサービスによるシステムの利用料　８，８００千円

(2) 支払方法

毎月後払い（月額均等払いとする。ただし、初期費用については、初回支払時に一括して支払うものとする。）

4　選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する者からの提案を広く募集し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって、受注候補者を特定する。また、受注

候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5　参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア　法人格を有すること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する入札参加資格の制限を受けている者でないこと。

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ　公告の日から企画提案参加申込書の提出の日まで、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けている者でないこと。

オ　福山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第１号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第２号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

カ　本市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6　日程等

(1) スケジュール

公告	2026年（令和8年）11月13日（金）
仕様書等の配付期間	2026年（令和8年）11月13日（金）から 2026年（令和8年）11月30日（月）まで
質問書受付期間	2026年（令和8年）11月13日（金）から 2026年（令和8年）11月26日（木）まで
質問書に対する回答期限	2026年（令和8年）11月30日（月）
参加申込書等の受付期限	2026年（令和8年）11月30日（月） 17時15分まで
参加資格認定通知書の通知発送	2026年（令和8年）12月15日（火）（予定）
企画提案書等の受付期限	2027年（令和9年）1月4日（金） 17時15分まで
プレゼンテーションの実施	2027年（令和9年）1月中（別途通知）

選定通知書の通知発送	2027年（令和9年）2月中（予定）
契約手続	2027年（令和9年）2月中（予定）
システム運用開始	2027年（令和9年）4月1日

(2) 仕様書等の配付期間及び配付場所

ア　配付期間は、２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から２０２６年（令和８年）１１月３０日（月）までのうち、土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）に規定する市の休日）を除く８時３０分から１７時１５分までとする。

イ　配付場所は、「１４　担当課」に同じ。

※福山市ホームページ（https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp）からもダウンロード可能

(3) 質問の受付及び回答

ア　質問のある者は、質問書（様式9）を、２０２６年（令和８年）１１月２６日（木）までに、「１４　担当課」に電子メールで提出すること。

イ　市は、質問書に対する回答を記載した回答書を、２０２６年（令和８年）１１月３０日（月）までに、福山市ホームページに掲載する。

7　参加申込書の作成等

(1) 申込方法

「（２）提出書類」に掲げる書類を２０２６年（令和８年）１１月３０日（月）１７時１５分までに「１４　担当課」に持参すること。ただし、「１４　担当課」が別に認めた場合は、書留郵便での郵送も可能とする。なお、郵送の場合は、受付期間内に必着とする。また、提出書類が受付期限を過ぎて提出された場合は受け付けない。

(2) 提出書類

次のア～ケの書類を作成し、提出すること。また、本業務で利用するクラウドサービス（以下「利用サービス」という。）が、仕様書８(1)に定める要件を満たすことを証明するため、次のコ～シのうち、いずれかの書類を提出すること。

（ウ、エ、キ及びクについては、提出日の３か月前の日以後に発行されたものに限る。）

ア　参加申込書（様式１）

イ　誓約書（様式２）

ウ　商業登記簿謄本（写しでも可）

エ　印鑑証明書（原本）

オ　使用印鑑届（様式３）

実印と異なる印鑑を契約書等に使用する場合に提出すること。

カ　委任状（様式４）

契約締結等に係る権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。

キ　市税の完納証明書（原本）

本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は、申立書（様式５）を提出すること。

ク　納税証明書（写しでも可）

国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ　財務諸表

直近１事業年度の決算財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び注記表）

コ　仕様書８(1)アにより証明する場合

利用サービスが掲載されたISMAP又はISMAP-LIUのクラウドサービスリストの該当ページの写し（サービス名、登録年月日、掲載URL及び確認日が分かるもの）

サ　仕様書８(1)イにより証明する場合

ISO/IEC 27017（ISMSクラウドセキュリティ）の認証登録証の写し（認証機関名、認証範囲、有効期限が分かるもの）

シ　仕様書８(1)ウにより証明する場合

ISO/IEC 27001（ISMS）の認証登録証の写し（認証機関名、認証範囲、有効期限が分かるもの。認証範囲に本業務で利用するサービスが含まれていることを確認できること。）

(3) 提出部数

各１部

8　参加資格の確認

(1) 参加資格確認結果の通知

７で提出された書類を基に参加資格の確認を行い、２０２６年（令和８年）１２月１５日（火）（予定）に参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が１者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者が１者の場合は、当該１者について、参加資格の確認を行う。また、参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

9　企画提案書の作成等

８で参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）は、２０２７年（令和９年）１月４日（金）１７時１５分までに「（１）提出書類」に掲げる書類を「１４　担当課」に持参すること。ただし、「１４　担当課」が別に認めた場合は、書留郵便での郵送も可能とする。なお、郵送の場合は、受付期間内に必着とする。提出に際しては、別紙「福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務企画提案書作

成要領」のとおりとする。

(1) 提出書類

次のア～オの書類を作成し、提出すること。

ア　提案提出書（様式６）

イ　企画提案書（任意様式）

別紙「福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務企画提案書作成要領」のとおり。

ウ　見積書（任意様式）

次の経費について明記すること。

・初期費用（導入費用、操作研修費等）

・月額費用（運用・保守等月額利用料）

・契約期間の総額

※「３　予算額」を提案上限額とし、これを超える場合は、失格とする。

エ　機能要求書（様式７）

オ　類似業務取扱実績書（様式８）

過去３年間の国又は地方公共団体における類似業務取扱実績及び課題発生時の対応状況を記載すること。

(2) 提出部数

正本１部及び副本６部

１０　企画提案書の評価及び評価基準

９で提出された企画提案書を基に福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア　日時　２０２７年（令和９年）１月中（別途通知）

イ　方法　プレゼンテーションはＷｅｂ会議システムＺｏｏｍを活用して行うものとする。詳細は、別途通知する。

ウ　説明時間等　質疑応答を含め、１時間以内とする。

エ　システムのデモンストレーションは必ず行うこと。

オ　Ｗｅｂ会議システムＺｏｏｍでプレゼンテーションを行うに当たっては、企画提案者が使用する場所、端末等は企画提案者で準備すること。

カ　その他詳細については、参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

(2) 評価項目

別に定めるとおりとする。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定す

る。

(4) 評価結果・選定結果の通知

２０２７年（令和９年）２月中に、有資格者全員に評価結果・選定結果を通知する。なお、当通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、受注者として決定したものではないことに留意すること。通知後、市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 有資格者が１者のみ又はいない場合の取扱い

ア　有資格者が１者の場合は、当該１者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ　辞退等により有資格者がいなくなった場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

１１　契約の締結

本業務の契約は、受注候補者と業務内容について協議等を行って、仕様書の内容を確定した後、契約書を取り交わすものとする。

１２　失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(3) 本要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(4) 見積額が、「３　予算額」に掲げる額を超過した場合

(5) その他市の指示に違反する場合

１３　留意事項

(1) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、本件プロポーザルに参加できない。

(2) 有資格者が提出期限までに、企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。

(4) 提出された参加申込書及び企画提案書は、返却しない。

(5) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。

(6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(7) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の特定以外に参加者に無断

で使用しない。なお、特定に必要な範囲において複製をすることがある。

(8) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。

(9) 提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(10) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成１４年条例第２号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(11) 参加申込書等の提出後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を担当課に持参又は郵送により提出すること。

(12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ市との協議に基づいて決定するものとする。

(13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は、受注者が市へ賠償するものとする。

(14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。

(15) 参加者は、参加申込書の提出をもって、この要領等の記載内容に同意したものとする。

１４　担当課

福山市総務局総務部総務課

郵便番号　７２０－８５０１

住所　広島県福山市東桜町３番５号

電話番号　０８４－９２８－１００８（直通）

電子メール soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp